

# 長沼町介護サービス事業経営戦略

令和2年度～令和11年度



タンチョウも住めるまちづくり：北海道長沼町

令和3年3月

長 沼 町

# 目 次

1. 経営の基本方針	1
2. 計画期間	1
3. 投資・財政計画	
(1) 投資・財政計画(収支計画)	2
4. 効率化・経営健全化の取組	
(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項	4
(2) その他の経営基盤の強化に関する事項	4
(3) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の 不足額がある場合にはその解消策	4
(4) 資金管理・調達に関する事項	4
(5) 情報公開に関する事項	5
(6) その他重点事項	
① 事業の意義、提供するサービス自体の必要性	5
② 公営企業として実施する必要性	5

## 1. 経営の基本方針

要介護状態と認定された利用者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の介助を実施することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供いたします。

施設は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス及び短期入所療養介護の提供に努め、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。

## 2. 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間としますが、経営状況及び財政状況の検証や、併設する町立長沼病院の改築等に合わせた施設のあり方の検討等を継続して行い、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 投資・財政計画

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		(決算)	(決算)	(R2年度)											
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	325,244	339,912	331,500	333,200	333,200	333,200	333,200	333,200	333,200	333,200	333,200	333,200	333,200	
		(1) 営 業 収 益 (B)	320,219	333,029	331,355	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058
		ア 料 金 収 入	320,219	333,029	331,355	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	5,025	6,883	145	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142
		ア 他 会 計 繰 入 金													
	イ そ の 他	5,025	6,883	145	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	
	2 総 費 用 (D)	303,132	323,879	331,498	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398
		(1) 営 業 費 用	303,132	323,879	331,498	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398	331,398
		ア 職 員 給 与 費	124,806	134,340	137,990	136,325	136,325	136,325	136,325	136,325	136,325	136,325	136,325	136,325	136,325
		うち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	178,326	189,539	193,508	195,073	195,073	195,073	195,073	195,073	195,073	195,073	195,073	195,073	195,073
		(2) 営 業 外 費 用													
ア 支 払 利 息															
うち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	22,112	16,033	2	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)														
		(1) 地 方 債													
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)														
		(1) 建 設 改 良 費													
		うち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)													
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)															

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)	(R2年度)									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	22,112	16,033	2	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802
積 立 金	(K)	(L)	15,630	8,556	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
前年度からの繰越金	(L)	(M)												
前年度繰上充用金	(M)	(N)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	6,482	7,477		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)	6,482	7,477		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
実 質 収 支	(N)-(O)	(Q)												
黒 字	(P)	(Q)												
赤 字	(Q)	(R)												
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	(S)												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	(T)	107.3	105.0	100.0	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5	100.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	(S)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	320,219	333,029	331,355	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058	333,058
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	(T)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	(U)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	(V)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	(W)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	(X)												
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)	(X)												
地 方 債 残 高	(X)	(Y)												

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(R2年度)									
収 益 的 収 支 分														
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分														
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計														

## 4. 効率化・経営健全化の取組

### (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

職員配置、労働条件、法令遵守等の実施体制について確認し、健全化が図られるよう指導してまいります。

介護職員処遇改善加算等を継続取得し、介護職員の賃金等の処遇改善及び資質向上や雇用管理の改善、職員研修等も積極的に活用し、社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を形成します。

### (2) その他の経営基盤の強化に関する事項

利用者の確保が図れるよう支援相談員を配置し、介護支援専門員による適切なサービス提供を指導するとともに、人材育成によるサービスの質的向上を促してまいります。

公立病院の併設施設であるメリットを活かし、管理栄養士による食事の提供、理学療法士による計画的なリハビリの提供、有事の際の医療の提供など、利用者が安心した生活を送れるよう努めてまいります。

### (3) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金

#### の不足額がある場合にはその解消策

現時点では需要もあり、介護サービスに係る経費はすべて介護報酬等で賄えているため、資金不足に至っておりません。

余剰金については、改築や大規模修繕に備えた「施設整備基金」、会計年度での収入不足時に充てる「財政調整基金」に積立て、資金不足となった場合に基金から繰入れ解消いたします。

### (4) 資金管理・調達に関する事項

利用者ニーズに沿った介護サービスを提供し、適正に介護報酬の取得に努め、利用者負担、日常生活費の請求、収納がなされているか確認するとともに、財政の健全化が図られるよう運営します。

## **(5) 情報公開に関する事項**

事業計画、予算、決算等の管理運営実績を町議会で評価し、その結果を公表しております。(特別会計 議会議決事項)

## **(6) その他重点事項**

### **①事業の意義、提供するサービス自体の必要性**

高齢者人口の増加にともない、介護サービスの需要はますます高まっていると考えます。

公立病院及び民間医療・介護施設と連携をとり、利用者が安心して生活できる場を提供いたします。

### **②公営企業として実施する必要性**

高齢化の進行や、福祉ニーズの多様化に対応し、住民が住み慣れた街で、安心して暮らせる地域づくりを推進するためにも医療行為が可能な介護療養型老人保健施設の役割は大きいと考えますが、民間主体によるサービス提供が進んでいる現状を鑑み、公共サービスの在り方を検討していく必要があると考えます。

危機管理、情報管理等のリスク管理のための体制を整備し、自然災害等の緊急事態発生に備え、情報伝達確認や訓練等による職員の災害に対する意識付けを行うとともに、事件、事故、災害等緊急事態発生時には、併設する町立長沼病院をはじめ、町や関連団体が的確に対応できるような体制の整備を図ります。